

大阪市告示第1641号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年12月1日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年12月8日（月）	
	令和7年12月15日（月）	
	令和7年12月22日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年12月1日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年12月8日（月）	
	令和7年12月15日（月）	
	令和7年12月22日（月）	
	令和7年12月28日（月）から 同月30日（火）まで	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年12月6日（土）から 同月7日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年12月13日（土）から 同月14日（日）まで	
	令和7年12月20日（土）から 同月21日（日）まで	

	令和 7 年12月27日（土）から 同月28日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート	令和 7 年12月 2 日（火）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年12月 3 日（水）	午前 6 時30分から 午後10時30分まで
	令和 7 年12月 4 日（木）から 同月 7 日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年12月 9 日（火）から 同月12日（金）まで	
	令和 7 年12月13日（土）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時まで
	令和 7 年12月14日（日）	午前 6 時15分から 午後10時30分まで
	令和 7 年12月16日（火）から 同月17日（水）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年12月18日（木）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年12月19日（金）から 同月20日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年12月23日（火）	
	令和 7 年12月24日（水）	午前 6 時15分から 午後10時30分まで

	令和 7 年12月25日（木）から 同月26日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年12月27日（土）から 同月28日（日）まで	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）